

指導行政のポイント

学校事故に“逆転判決”

菱村 幸彦

教員の責任を過重なまでに追及する風潮の中で、教育現場で苦勞している教員の立場に配慮した最高裁判決が出た。

教員の指導監督に過失なし

4月18日、最高裁は、教室内の児童のけがについて、教員に過失責任があったとは言えないとする逆転判決を言い渡した。

平成14年、千葉市内の市立小学校で3年生の男児が床に落ちたベスト(チョッキ)のほこりを払うため振り回したところ、ベストのファスナーが女児の右目に当たってけがを負った(けがはその後回復)。事故発生時、担任教諭は、教壇近くの自席で4、5人の児童と話をしている事故に気づかなかった。女児の保護者は、担任教諭に指導監督上の義務を怠った過失があるとして、損害賠償を求める訴訟を起こしたという事件である。

原審(東京高裁)は、「担任教諭は、職務の性質及び内容からみて、教室内の各児童に対して注意力を適正に配分してその動静を注視し、危険な行為をする児童を制止したり嚴重な注意を与えるなど適切な指導を行い、児童を保護監督して事故を未然に防止する義務がある」と判示して、千葉市に86万円の損害賠償を命じた(昨年4月11日判決)。

ところが、最高裁は、東京高裁の判断に誤りがあるとして、原審判決を破棄した。その理由は、概要、次のとおりである。

- (1) 加害児童が日常的に乱暴な行動を取っていたなど、日ごろから特にその動静に注意を向けるべきであったという事情はなかった。
- (2) 加害児童は、落ちていたベストを拾い、ほこりを払うためベストを上下に振ったものであり、その行動は自然なもので、特段危険なものでなかったから、他の児童らに対応していた担任教

諭に、加害児童の動静を注視し、その行動を制止すべき注意義務があったとはいえない。

- (3) したがって、本件事故の発生を未然に防止することができなかったとしても、担任教諭に児童の安全確保または指導監督についての過失があるということとはできない。

教員の立場に立った過失認定

学校の管理下における児童・生徒の事故については、国家賠償法1条の「公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」という規定が適用される。

この条文を適用するに際しては、教員が指導にあたって、児童・生徒の安全確保の義務を尽くしたか否かが問題となる。教員が安全確保義務を十分に尽くしてもなお事故が起きたときは、事故の責任は問われない。しかし、教員がとるべき安全確保義務を過失により欠いたことによって、事故が起きたときは、学校の設置者に対し損害賠償が命じられる。

本件について、東京高裁は、教員の過失責任を認定して、損害賠償を命じたが、最高裁はこれを否定した。学校事故をめぐる損害賠償事件では、裁判所は、被害者救済の観点から、教員の過失を幅広く認める傾向がある。が、本件では教員の過失の有無を厳密に認定している点に特色がある。

近年は、なんでもかんでも教員の責任にする風潮が強い。教室内の全児童について常にその動静を注視し、危険な行為をする児童を制止せよ、と言うのは簡単だが、予測できない突発的な事故に対応するのは難しい。今回の最高裁判決は、そうした教育指導の難しい事情に配慮した判決となっている。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究会 理事長)

■緊急出版! 5月16日発売!

工藤文三【編】B5判220頁・定価2,520円

『小学校・中学校 新学習指導要領 全文とポイント解説』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)